

公益財団法人豊田都市交通研究所組織規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益財団法人豊田都市交通研究所（以下「研究所」という。）定款（平成21年11月2日決定）に定めるもののほか、研究所の組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 この研究所に次の組織を置く。

(1) 企画管理部

(2) 研究部

2 前項の組織に、必要に応じてグループを置くことができる。

(業務分掌)

第3条 前条の組織の業務は、概ね次に定めるとおりとする。ただし、内容によっては、企画管理部と研究部が相互連携して業務を行うものとする。

(1) 企画管理部

ア 理事会、評議員会等の会議に関すること。

イ 人事、文書、会計、契約、庶務等に関すること。

ウ 事務事業の目標管理及び見直し、改善に関すること。

エ 財務基盤の確立と効率的運用に関すること。

オ 渉外・広報に関すること。

カ 研究所のあり方に関する検討、年間イベント企画等企画に関すること。

キ その他、研究所の運営・管理全般に関すること。

(2) 研究部

ア 出資団体との連携、調整に関すること。

イ 政策課題等の情報の収集、分析、蓄積に関すること。

ウ 自主事業の調査研究等に関すること。

エ 受託事業の調査研究等に関すること。

オ 研究情報の収集、分析、蓄積に関すること。

カ 研究企画委員会はじめ研究に関する研究所関係会議に関すること。

キ 国際化に向けた情報収集と調査研究等に関すること。

ク 大学、学会、国際会議他の研究会議等に関すること。

ケ 学会等学術団体に関すること。

コ 共同研究、研究交流等のフォローアップ、実施に関すること。

サ その他、調査研究に関すること。

(職種)

第4条 職種は事務職、研究職及び理事長が理事会の承認を経て定めた指定職とする。

2 前項の職種における職名は、別表に掲げるとおりとする。

(補職の任命)

第5条 研究所に事務職及び研究職の中から次の補職を任命する。

(1) 企画管理部長

(2) 研究部長

- (3) 研究部次長
- (4) 係長
- (5) その他理事長が定めた職
(職務)

第6条 所長は、理事長の命を受け、研究所の業務を掌理し、職員を指揮監督する。

- 2 副所長は、所長の職務を補佐する。
- 3 研究主管は、研究所の業務に関し、意見を具申する。
- 4 事務局長は、上司を補佐し、研究所全般の業務を掌理し、必要な事務処理を行う。
- 5 企画管理部長は、部の業務を掌理のうえ、関係職員を統率し、上司を補佐する。
- 6 研究部長は、部の業務を掌理のうえ、関係職員を統率し、上司を補佐する。
- 7 研究部次長は、上司を補佐し、部の業務を掌理のうえ、関係職員を指揮監督する。
- 8 補職のない主幹研究員は、上司を補佐し、担当するプロジェクトを掌理のうえ、関係する職員を指揮監督する。
- 9 係長は、担当する業務を掌理のうえ、上司へ意見の具申をする。
- 10 その他理事長が定めた職にある職員は、上司の命を受け、業務を処理する。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、研究所の組織について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成21年11月30日決定)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 (平成18年法律第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成22年4月1日)から施行する。

附 則 (平成26年11月20日決定)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日決定)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年11月29日決定)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

職 種	職 名
事務職	参事、主幹、副主幹、主任主査、主査、主事、書記
研究職	主幹研究員、主席研究員、主任研究員、研究員、研究員補
指定職	所長、副所長、研究主管、事務局長